

## 令和5年度千葉市公民館の管理に関する年度協定書

千葉市（以下「甲」という。）と公益財団法人千葉市教育振興財団（以下「乙」という。）とは、令和5年1月25日付け甲乙間で締結した千葉市公民館の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）第49条第3項の規定に基づき、令和5年度の事業年度に係る協定を締結する。

（協定の期間）

第1条 本協定の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

（指定管理料の額）

第2条 基本協定第49条第1項に規定する指定管理料の額は、1,429,191,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

（指定管理料の支払い）

第3条 基本協定第50条に規定する月次指定管理料の額に千円未満の端数があるときは、すべて第1条に定める期間の最初の月に係る月次指定管理料に合算するものとする。

2 乙は、基本協定第52条第4項の規定により、甲の承認を得て、管理業務に必要な経費の前金払を請求することができる。

3 前項の規定により前金払いした場合の月次指定管理料の額は、前条に規定する指定管理料から前金払の合計額を差し引いた額を月次指定管理料の総額として、第1項の計算方法により月次指定管理料の額を算出するものとする。

（疑義等の決定）

第4条 本協定に疑義が生じたとき及び本協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和5年4月1日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市

千葉市長 神谷俊一

乙 千葉市中央区弁天3丁目7番7号

公益財団法人千葉市教育振興財団

理事長 飯田正夫